

基本手当日額早見表

(平成25年8月1日現在)

賃金日額	基本手当日額				
	30 歳未満	30 歳以上 45 歳未満	45 歳以上 60 歳未満	60 歳以上 65 歳未満	65 歳以上
2,310円以下	1,848円				
2,500円	2,000円				
3,000円	2,400円				
3,500円	2,800円				
4,000円	3,200円				
4,500円	3,600円				
5,000円	3,917円			3,884円	3,917円
5,500円	4,192円			4,109円	4,192円
6,000円	4,446円			4,305円	4,446円
6,500円	4,678円			4,471円	4,678円
7,000円	4,890円			4,554円	4,890円
7,500円	5,080円			4,579円	5,080円
8,000円	5,249円			4,604円	5,249円
8,500円	5,396円			4,629円	5,396円
9,000円	5,523円			4,654円	5,523円
9,500円	5,628円			4,679円	5,628円
10,000円	5,712円			4,704円	5,712円
10,500円	5,775円			4,729円	5,775円
11,000円	5,817円			4,950円	5,817円
11,500円	5,837円			5,175円	5,837円
12,000円	6,000円			5,400円	6,000円
12,500円	6,250円			5,625円	6,250円
13,000円	6,405円	6,500円		5,850円	6,405円
13,500円	"	6,750円		6,075円	"
14,000円	"	7,000円		6,300円	"
14,500円	"	7,115円	7,250円	6,525円	"
15,000円	"	"	7,500円	6,723円	"
15,500円	"	"	7,750円	"	"
15,660円以上	"	"	7,830円	"	"

※ 65歳以上の欄は、高年齢求職者給付金及び特例一時金を算定する場合

(注) 早見表は500円きざみの賃金日額に対して基本手当日額を例示していますが、正確には1円きざみの賃金日額により計算して算出されます。



厚生労働省北海道労働局職業安定部職業安定課・ハローワーク

基本手当日額の計算式及び金額

(基本手当の支給対象となる日が平成 25 年 8 月 1 日から平成 26 年 7 月 31 日までの場合)

賃金日額 (w)	給付率	基本手当日額
----------	-----	--------

・ 離職時の年齢が 30 歳未満及び 65 歳以上の方

2,310 円以上 4,610 円未満	80%	1,848 円～3,687 円
4,610 円以上 11,680 円以下	80%～50%	3,688 円～5,840 円 (※1)
11,680 円超 12,810 円以下	50%	5,840 円～6,405 円
12,810 円 (上限額) 超	—	6,405 円 (上限額)

・ 離職時の年齢が 30 歳以上 45 歳未満の方

2,310 円以上 4,610 円未満	80%	1,848 円～3,687 円
4,610 円以上 11,680 円以下	80%～50%	3,688 円～5,840 円 (※1)
11,680 円超 14,230 円以下	50%	5,840 円～7,115 円
14,230 円 (上限額) 超	—	7,115 円 (上限額)

・ 離職時の年齢が 45 歳以上 60 歳未満の方

2,310 円以上 4,610 円未満	80%	1,848 円～3,687 円
4,610 円以上 11,680 円以下	80%～50%	3,688 円～5,840 円 (※1)
11,680 円超 15,660 円以下	50%	5,840 円～7,830 円
15,660 円 (上限額) 超	—	7,830 円 (上限額)

・ 離職時の年齢が 60 歳以上 65 歳未満の方

2,310 円以上 4,610 円未満	80%	1,848 円～3,687 円
4,610 円以上 10,510 円以下	80%～45%	3,688 円～4,729 円 (※2)
10,510 円超 14,940 円以下	45%	4,729 円～6,723 円
14,940 円 (上限額) 超	—	6,723 円 (上限額)

※1 $(-3w^2 + 70,390w) / 70,700$ ※2 $(-7w^2 + 126,670w) / 118,000$ } のいずれか低い方の額
 $0.05w + 4,204$

(注) 上記の金額及び計算式は、雇用保険法第 18 条の規定により、「毎月勤労統計」を基礎として、前年度の平均給与額の上昇(低下)率に応じ、毎年 8 月 1 日に自動的に変更されます。